

自由改良の時代と救貧法からの離脱

矢野 聡

1. 自由党の社会政策

成文憲法を有しないイギリス連合王国は、それゆえに近代に至ってコモン・ローの伝統を踏まえながら法実証主義の近代的統治体制を整えていった。社会政策上は、すでに一九世紀前半の新救貧法制定時には、わが国でいうところの憲法第二五条第一項の生存権規定が実効性を持っていた。しかしその思想は、経済学説からいえば貸金基金説に基づいた貧困層の創出の必然性と、プロテスタントおよびイギリス国教会の思想に特有な質素儉約による貯蓄及び勤労思想の奨励による勤労精神の高揚が強調された。新救貧法に特有なワークハウス収容の原理や、低位性の原理は、こうした勤労精神の高揚と裏表をなす、むしろ懲罰的な政策の道具として用いられたというべきである。しかし、一八六〇年代から労働者の状態に関する楽観的視点は次第に薄れて、不況と経済循環、そして労働者とりわけ下層労働

働者の失業との関連が明らかになってきた。さらに首都ロンドンやヨーク市における貧困調査の結果、住民の三分の一以上が貧困状態であるという事実が明らかになるにつれて、議会では保守党、自由党を問わず社会政策の遂行に力を注ぐことになった。

一九〇一年、イギリス帝国主義の繁栄の象徴であるとともに、ワークハウス収容に見る貧民の処遇の悲惨さの時代の象徴であったヴィクトリア女王が逝去し、イギリス社会は新たな局面を迎えた。政治場面では選挙法改正による労働者階級の政治参加の増大とともに社会政策の改革が保守、自由両党を問わず共通のテーマとなっていた。二〇世紀初頭の大イギリス帝国主義の国策に沿った対外政策、金融・財政政策及び社会政策は、かつてのグラッドストーン (William Ewart Gladstone, 1809-1898) 内閣が謳歌し、イギリス流の理想主義及び楽観主義を有していた自由主義的帝国主義の政策とは異なっていた。帝国主義による世界的植民地化による収奪の野望と、イギリス国内の社会政策が直接に結びついていたのは南アフリカの豊富な資源を収奪する明快な目的を有していたボーア戦争 (1899-1902) の勃発と展開であった。南半球の厳しい自然環境と、主にオランダから何代かにわたって住み着いた居住者の頑強な抵抗による南アフリカ戦線の苦戦の経験で、イギリス兵士として駆り出された貧民の不衛生・不完全な栄養状態から起きた体力低下と軟弱な兵士の戦いぶりが政治問題として浮上した。下層労働者の栄養改善や保健医療サービスの普及、そして基礎となる教育や住宅の供給が「国民的効率 (National Efficiency)」の名のもとで左翼社会主義者のスローガンにとどまらず、保守政党までが行うべき社会政策の課題となっていた。社会政策については、この時代には普通選挙法の改正による労働者階級の政治的影響力の増大と呼応しながら、いわゆる自由主義的社会改良の掛け声とともに労働者階級や生活困窮者全体を見通した国家的社会政策の役割の増大が提唱された。この近代的国家による社会政策の遂

行は、すでにヨーロッパの新興工業国ドイツをはじめとし、他のヨーロッパ諸国でも積極的に行われ、先進国から注目を集めていた。社会政策では、公的扶助政策Ⅱ救貧政策がそれまで主に地方自治庁 (Local Government Board; 以下LGBという) によって行われてきたが、中央政府主導による問題の提示とサービスの刷新が強く主張されたのも、こうした時代的背景を踏まえた結果であった。

ところで一般にイギリスの社会立法の時代というのは歴史的には一九〇五年以降を指すが、この年にイギリスでは総選挙が行われ、自由党が圧倒的勝利を収めて保守党から政権を奪回し、思い切った社会政策を行おうとしていた。⁽¹⁾ 目立ったのは労働者階級の利害を代表する議員の躍進である。この選挙で自由党と労働者代表 (後の労働党) は選挙協定を結んで協力を行い、全国の選挙区で立候補する議員候補が自由党単独あるいは労働者代表単独の場合、それぞれの候補者に投票するようにした。選挙時に呼称していた労働者代表委員会 (Labour Representation Committee LRC) は全国で五十一名の立候補者を出し、そのうち二九名が当選して一九〇六年に労働党 (Labour Party) にその名称を変えた。一方一八九五年に総選挙で保守党に敗れ、一〇年の間雌伏を続けていた自由党も多くの議席を獲得したが、内部には旧来の帝国主義的社会改良を声高に表明するものと、むしろ対外的アピールを抑えて労働党寄りの社会政策を中心とした国内政策の主張をするものがおり、その政権基盤は盤石ではなかった。さらに下院で勝利を収めたものの、貴族院では保守党が多数派を占めており、政権運営には「ねじれ」現象が起きていた。自由党政府にしてみれば、自分たちを支持する選挙民の基盤はイギリス国民の左派で非国教会系の比率が多いとされていたが、同時に労働党もまたこの同じような政治意識の人々によって支持されていた。したがって第一党である自由党が政権を維持するため労働党を頼りとするのは当然であり、同時に労働組合主義の人々も自由党政権を支持した。これを当時の人々は自

由党と労働党をミックスして「リブ・ラブ (the Lib-Labs)」と呼んだ。

ところで急速に台頭するヨーロッパ大陸の諸国、とりわけドイツに伍してイギリス本国の政治的な政権基盤を安定的に維持するには、中央集権的な政府および行政による強力な雇用政策や貧困対策が必要であった。したがって政治的には、むしろ頑迷で保守的と思われたLGBによる救貧法行政の見直しと、救貧法体制からの国内行政の離脱を進めるのが政治的にも必要であるという考え方が次第に大きくなった。こうして自由党の党主であるヘンリー・キャンベルバナム (Sir Henry Campbell-Bannerman, GCB, 1836-1908) 率いる内閣の下でロイド・ジョージ (Lloyd George 1863-1945) が入閣し、LGBが行っていた救貧法行政とは距離を置いた社会政策が進められた。この政策の背後には、社会政策の焦点として注目していたドイツ型社会政策の導入、という視点があつた。

一九〇五年から政府は「救貧法に関する王立委員会」を開催し、救貧法の行政上の問題点について審議していた。その議題は当然ながら当時取り上げられていた失業問題と高齢者を含む貧困問題、そしてヨーロッパで採用されはじめていた国家年金問題にも及んだ。一九〇七年、同委員会の席で、当時はまだ若い一官僚に過ぎなかつたベヴァリッジ (William Beveridge) が発言を許され、拠出制のドイツ失業保険制度の説明をするときに次のように述べた。「この問題 (年金問題・筆者) を取り扱う大きな総合的手法の一つです。」²⁾これを聞いたロイド・ジョージは、次節で述べる無拠出制国家年金制度が成立した後の一九〇八年の八月に、拠出制疾病保険 (後の国民保険) 制度の可能性を探るために五日間のドイツ訪問を行った。このドイツ訪問が、その後の社会保障制度を軸にしたイギリス福祉国家形成に大きな影響を与えたのはよく知られている通りである。同時に新救貧法思想を引きずり、地方自治制度の独立性に隠然たる力を有していたイギリス救貧法行政機構の運命も定まっていた。政治的にはロイド・ジョージとベヴァリッジ

ジラの積極的な改革主義者こそ、イギリスにビスマルク型社会保障制度の導入を促した主要人物であった。同時に社会保障制度が中央集権型の社会民主主義的社会政策を目指す方向を定めた転換点となるものでもあった。

2. 老齡年金法の成立

イギリスの老齡年金制度は、公的年金関係の通史からは政治課題として重要な審議過程から生まれたという理解が可能だが、そのような性格のものでは必ずしもない。年金そのものでいえば、すでにエリザベス救貧法の時代から老人に対して定期的な定額院外給付（ペンション）が給付されており、これを無拠出型の公的年金制度と置き換えても別に不思議はない。年金の仕組みそのものも、ヨーロッパにとっては資産を有する階層の相続や国家的役割をなした人々にはなじみ深いものであり、普通の人々にとっても別段目新しく興味深いものではなかった。ところで、高齢貧困を意識した公的年金制度の提案が本格的に表れたのは一九世紀の後半からである。とりわけ、聖職者であったブラックレイ（Canon William Blackley）による提案が有名である。ブラックレイは強制による公的な拠出制老齡年金の提案を行った。すなわち、若年時代に強制的に年金保険料を納め、人々から集めた積立金を年金財政の原資として老齡年金や疾病の給付に充てる、という内容であった。ブラックレイの案は明らかに社会保険方式に影響されたものと考えることができる³⁾。しかし彼の提案は強力な反対に遭遇した。特に反対したのは、すでに類似の年金型共済制度を組合内に保有していた友愛組合であった。彼らにとって、自分の友愛組合が有する共済型の積立および福祉給付に対抗する、いかなる形の国家制度も容認せずこれに反対を表明したのである。

一八八一年になってジョセフ・チェンバレン（Joseph Chamberlain）が老齡年金制度を取り上げた。彼もまた、拠出

制の強制年金制度を提唱し、自由党の有力な国会議員としての立場から世論を喚起して年金実現の活動を強めた。彼の年金提案はそれなりのアクチュアリー計算に基づき、現実性に富むとともにイデオロギー的に強烈で、友愛組合の反対を押しつけるには十分であった。実際ロイド・ジョージらがチェンバレンの唱えた老齡年金制度実現に向けて具体的な検討を始めていた。しかし、実際の制度実現にはまだ困難な課題があり、当時のチェンバレンらはそれを十分に認識していなかった。困難な課題とはフレイザー (Fraser, D.2009) によれば、年金の財源を一般労働者から徴収しようという計画には過度に楽観的で、厳密なリスクの分析が伴わず、また当時の友愛組合が実施していたような死亡率の計算等は計画されていなかった^④、と説明している。

もう一人の老齡年金提唱者はチャールズ・ブース (Charles Booth) である。彼は自費でロンドン東部地区の貧困調査を行い、一八九〇年代に大著「ロンドン市民の生活と労働 (The Life and Labour of the People in London: 1892-1902)」をまとめ上げた人物だが、貧困調査から得た結論の一つとして高齢者の悲惨な貧困の実態に対して国家年金による貧困高齢者への給付を行うことを提唱した。この提案はブラックレイやチェンバレンのもととは全く異なり、一定年齢以上の貧困高齢者に強制的に無拠出の国家年金を給付する、というものであった。政治家ではなく実業家にすぎなかったブースは、それでも実際に彼が唱えた年金制度の普及活動を行い、彼の提案も実際に運用されている救貧法給付に近いこともあってイギリス世論の注目を浴びた。しかし、当時の自由党政府の方針は国家財政の現実性を重視する立場から年金給付に伴う増税には反対で国税、地方税の支出を原則的に行わないことであり、ブースが提唱した制度の実施によっておよそ一六〇〇万ポンド (一八八〇年代当時) と見込まれる一方的国家財政支出が見込まれるため、一貫して否定的な態度を取り続けた^⑤。

すでにこの時期には、混合型のワークハウスは各々の専門的福祉施設へと分化し始めており、多くのワークハウス収容者は高齢者という実態であった。したがって高齢者向け年金の審議について、この時期は公的年金の創設を前提とした高齢者に対する複数の委員会調査報告書が発表されていた。一八九三年に「貧困老人に関する王立委員会 (Royal Commission on the Aged Poor)」が招集され、これには代表的提唱者であったブースとチェンバレンも委員として加わっていた。王立委員会では高齢者の貧困実態が明らかとなったが、報告書の多数派報告も少数派報告も公的年金創設を描く明瞭な結論には至らなかった。むしろ全国のLGBが独自の判断のもとに行う救貧行政に現実的な解決の方向を見出そうとするなど、およそ中央政府が統一的に行う社会政策としての公的老齡年金制度の創設とはかけ離れた内容の提示であった。

また、当時イギリスの植民地であったニュージーランドがいち早く高齢者国家年金制度を制定したのを受けて、保守党政権下の一八九九年には「貧困に値する高齢者に関する特別委員会 (Select Committee on the Deserving Old Poor)」が招集された。しかし一九世紀後半のイギリスでは実際には新救貧法体制の下ですでに七〇歳以上の男子の四分の一から二分の一、女子の二分の一から四分の三のものが実質的に年金と同じ内様の定額院外給付を受給していたとされていた。このうち最も受給率の高かった地域はイギリス南部および東部で、低かった地域はロンドンとその他の新興工業都市であった。このように一九世紀後半から自由党で年金制度が論議され、ジョセフ・チェンバレンやロイド・ジョージが実現に尽力した高齢年金制度法案は、イギリスでは救貧法行政の現実性の存在と機能まで突き破る画期的な力は当時なかった。その大きな理由の一つは、主に地方の救貧法保護官の利害と直接にかかわっていたことによる。すなわち国家年金の支給はすでにLGBが行っていた地域の独立した定額院外給付を否定するもので、国家規模の給

付は受給者の依存性も招く、との主張であった。これは中央集権型社会保障制度の理想論と相いれない、イギリス救貧法行政の伝統的な態度でもあった。しかしイギリスには新しい動きがあった。後の救貧法に関する王立委員会の少数派報告にもあったように、躍進して議席を増やした労働党は当初から普遍的な国家年金成立に賛成の立場であった。自由党内閣は労働党の賛同も得て比較的容易に国家年金制度の制定に向けて着手することができたのである。保守党から政権を奪還した自由党のロイド・ジョージにしてみれば、社会政策の目玉として以前に自身が手掛けて実現にいたらなかった老齡年金法の制定から着手しようとするのは当然の動きであった。一九〇七年にはチャールズ・ブースが年金制度の提案を出版して世論の注目を引いた。キャンベル・バナマンの引退後の一九〇八年に政権を引き継いだアスキス (Herbert Henry Asquith, 1st Earl of Oxford and Asquith, KG, PC, KC, 1852-1928) 自由党政権下の政治的状况は、当時イギリスが外国勢力、特に躍動著しいドイツに対して政治的にも軍事的にも優位に立ち続けなければならないという命題があった⁶⁾。本来この当時のイギリス国家は個的市民としての国民中間層の増強と保全のために社会政策、とりわけ保健医療サービスの充実を優先しようとする考え方も強かった。にもかかわらず、アスキス政権は、このような背景から低所得層を強く意識した社会政策を先取的に実施せざるを得なかったのである。自由党内閣はこうした動きを背景に、ついに無拠出制の国家による普遍的な老齡年金制度を一九〇八年に制定した。

高齡による貧困および貧困の恐怖からの離脱、言い換えれば救貧法からの離脱の第一歩は、一九〇八年の無拠出老齡年金法の成立であった。アスキス内閣は、ワークハウスに収容せざるを得ない高齡者が多数存在している事実、および現在の低所得現業労働者が、自分たちの絶望的未来をワークハウス居住と重ね会わざるを得ない、という事実を直視していた。五月に成立した法の内容⁷⁾は、年間の所得が二一ポンドから三一ポンド一〇シリングの七〇歳以上の

高齢者が受給資格者となり、週一シリングから五シリングまでの年金を受給する、というものであった。無拠出老齢年金制度が施行された一九〇九年一月時点で、イギリス全体でおよそ四九万人が支給対象となっていた。これらの七〇歳以上高齢者は、救貧法の給付対象ではないながらも、きわめて窮乏化したものたちであって、その多くが女性であった。⁸⁾ 同時にこの年金受給の条件には「道德条項」が付与された。すなわち、無拠出老齢年金の被受給者は請求の一〇年前までに刑務所に収監されたことがないこと、この中には飲酒による収監も含むこと、外国籍のものでないこと、また配偶者が外国籍ではないこと、であった。しかし道德条項はその後多くの批判にさらされ、二年後には修正が加えられ、そして一九一一年に除去された。とはいえ、後に示すように高齢者の施設処遇に関していえば、一九一三年から一九四〇年代にいたるまで、高齢者とワークハウスの関係は、それ以前の処遇と特段急激に変化するということとはなかった。

成立した国家による老齢年金は一九〇九年初めから施行された。またそれまで救貧法による院外定期給付金を受給していた対象老人は、二年の経過措置の後に老齢年金に切り替えることが決められた。年金を受け取る場所は、救貧法が有していた貧困のステイグマ（汚名）を避ける意味からも、郵便局と決められた。しかし、病弱の理由から従来ワークハウスに収容されていた高齢者は、年金受給の資格を得ることができなかった。ブランデージ (Brundage A. 2002) は、老齢年金法の成立により地方の貧民保護官行政が負担軽減となる部分は確かにあったが、それは微々たるものだ、と述べている。⁹⁾ 国家老齢年金法の成立は理念的には確かに救貧法からの決定的な離脱と映った。国家老齢年金法には、それ以前に受けていたLGBによる院外給付との連続性を明確に否定する条項が盛り込まれていた。¹⁰⁾ それは一九世紀初頭からや労働関係法令が救貧法から離れ、国家としてのイギリス社会政策に明確に組み込まれていく過

程を追隨するものという見方もできる。しかし他方では、従来の救貧法行政が行った院外定額給付を全国的に統一し、その残滓を多く引きずっていたという見方も可能である。たとえば道德条項の審査は、救貧法保護官が加わっていた年金委員会を通じてLGBに布告することになっていた。過去に救貧法受給申請した当時の審査内容記録の、まるで取るに足りない部分が理由で年金受給ができないという例もあった。⁽¹⁾

一九〇八年国家無拠出老齡年金法は結局三年間続いた。その間、身体虚弱の理由から年金成立以前も以後も、ワークハウスに収容される高齡者の動機や動向になんらの影響を与えなかった。七〇歳以上の高齡者のワークハウスの収容は、同時に無拠出国家年金の支給停止を意味した。すなわち無拠出制国家老齡年金制度が成立したといっても、孤獨な無産かつ身寄りのない高齡者にとってワークハウスは恐怖の施設とステイグマの象徴、というイメージのままだったのである。救貧法の恐怖やステイグマという否定的なイメージは、その後救貧法が最終的に消滅したのちまでも続くことになる。もう一つの特徴は、一九〇八年に制定された無拠出国家年金法が、イギリスの年金問題の決着であるとはほとんどの関係者が思っていなかったという事実である。翌年の一九〇九年には早くも年金改正法が下院を通過したが貴族院で否決されている。翌年の一九一〇年に総選挙を実行した自由党は、再び多数派を形成するとともに無拠出国家年金制度の取り扱いについて労働党及びアイルランド国民主義派と提携した。新法の成立のためである。いずれにしても、他の社会政策立法に比べて一九〇八年イギリス無拠出国家年金法は確かに救貧法との関連を有する立法であった。しかし無拠出制度実施から三年後に発足した新たな年金制度、および一九二五年の拠出制年金制度は、いずれもドイツの社会保険の様式を強く意識した老齡年金制度であった。したがって救貧法離脱の性格をそこに伺うことはできず、社会保障制度としての老齡年金は一九二五年になって成立し、ようやくイギリス救貧法との関係を

絶つたとみるべきである。

3. 救貧法と児童教育

ヴィクトリア王朝時代を通じて、ワークハウスの児童教育は有名になり、あたかも児童福祉と教育が昔から同時に唱えられていたかという点、必ずしもそうではない。旧救貧法時代にも、ワークハウスの児童に対する教育の仕組みはあったといわれるが、それは例外的なもので成人の労働者としての再教育の場に交わっていた程度であるといわれる⁽¹²⁾。有名なのはリーズ (Leeds)、バーミンガム (Birmingham)、それにいくつかのロンドン内の教区であるが、そこで行われていたのは主にいわゆる読み書きそろばん (Three Rs) であった。当時のワークハウス内に収容されていた児童は孤児や極貧の家庭の子どもで、彼らは徒弟奉公か中産階級以上の家庭の給仕になることが予定されていたので、こうした素養が必要だったのである。イギリス救貧法立法化の過程は、地方の事例が次第に普及するとともにある時点から議会による法律となって全国的に制度化する。児童に対しては一八三二―四年の救貧法に関する王立委員会報告に学校に代わる読み、書き、宗教の教育が行われるべきことが勧告された。そこには基本的素養を身に着けるとともに、世代を通じて受け継がれるという貧困状態の負の連鎖からの脱出の手段としても位置付けられていたとみられる。

新救貧法が施行されたのち、この方針は救貧法委員会 (Poor Law Committee 以下、PLCという) によつて全国的に奨励され、大規模な混合型ワークハウスの中に児童教育の部門が設けられた。このため、ワークハウスでは学校教師を雇用したが、彼ら(彼女ら)の給料は驚くほど低かった。さらにワークハウスと言う環境の中での教育では、通常

の学校教育とは全く異なった環境の下で行わざるを得ず、その成果は通常の教育が期待するものとは程遠かったといわれる。こうした中で、ワークハウス内の児童教育に効力を発揮したのもとして、ブランデージ (Brundage, A. 2002) は地域の教会牧師 (chaplain) の役割を挙げている⁽¹³⁾。牧師は宗教的伝道の使命から、ワークハウス内の児童に関心が高く、一般にワークハウスの施設長や施設内教師よりも高い素養を持ち、したがって個別児童の教育にも熱心だったからである。彼らはワークハウスを訪れ、児童に熱心な教育を与えた。さらに、新救貧法成立後間もなく、ワークハウス内の教育環境の悲惨さに留意したチャドウィックらの補助委員の提唱によって、人口が比較的少ない教区連合で複数の教区連合による統一した児童教育の提唱が行われ、ロンドンでは一〇〇〇名程度の救貧学校も設立された。さらにこの事例を受けて、一八四〇年代にはマンチェスターとリバプールにも同様の救貧学校が設立されたという⁽¹⁴⁾。実際政府も教育の効用を重く見て、一八三九年には児童教育に関する予算が計上され、枢密院評議会に学校教育に関する委員会が設置され、公教育の普及に関する関心が高まった。自由党内閣は保守党よりも比較的救貧教育に熱心で、一八四八年には地区学校法⁽¹⁵⁾を議会で成立させ救貧教育の充実を図った。

ところで一般のイギリスの公的学校教育の始まりは一八七〇年の義務教育法、別名フォスター法⁽¹⁶⁾といわれているが、同法は初等教育を義務付けたというよりはパブリック・スクールや宗教団体系の民間の教育団体による教育を受けられない労働者階級や下層民の子弟の教育を目的としていた。フォスター法が成立する背景の一つに、北部ドイツ (当時は統一前のプロシア) による国家教育制度の成立がある。北部ドイツでは一八七〇年までにはすでに国家による強制の児童教育システムが完備していたといわれる。ちなみに、一八三三年までにはプロシアの児童の八〇%はすでに何らかの学校に通っており、その教育に関する費用を国家が負担するようにしたのが一八七二年、学校監督法で

あった。⁽¹⁷⁾この後もドイツは幼児、中等教育だけでなく、技術教育、高等教育など若者の様々な教育の整備に国家予算を費やす政策を積極的に進めた。アメリカ合衆国でも国の予算で行う、必ずしも強制とは限らないが自由な公教育が連邦政府の規定により建国初期の一七八七年から行われていた。このため一九世紀末までにはアメリカのほとんどの都市には地区ごとに自由学校が配置され、子供たちは教育にアクセスすることができた。さらには北部中心の白人学校のアクセスが充実したのち、南部では黒人の学校が順次整備されていった。同様の動きはフランスにも見られた。

イギリスで国家による義務教育制度が遅れた理由は、アングリカン派と英国国教会との宗教的対立があったからといわれている。その後教育法は一八七六年（初等教育を両親の義務とした）、一八八〇年（義務教育年限を一〇歳までとした）、一八九九年（年限は一二歳に引き上げられ、中央に教育委員会が設置された）と改正を重ね、一九〇二年のバルフォア法（義務教育の年限が五歳から一二歳までとされた）にいたってほぼ完成した。中等教育や職業教育は一歳から一六歳までとされた。地方自治体もまたバルフォア法によって私立学校にも助成金を出すことができるようになった。

学校給食はフランスで始まったといわれている。二月革命の翌年の一八四九年、パリ地区で学校基金が設けられ、小学校の出席を促すために商品を与えたりしていたが、やがて給食を出すようになった。一八七一年の普仏戦争後、学校教育が普及した。この頃から大きな自治体は学校給食に予算を出すようになった。⁽¹⁸⁾イギリスでは一八六四年、ウェストミンスターの貧民学校の児童に給食するため貧困児童給食協会が作られた。一八七〇年教育法以降、この種の団体が乱立した。親からの徴収は一食一ペンスで、とくにCOSはこの運動に積極的であった。

一九世紀から二〇世紀を跨いだボーア戦争によるイギリス兵士の弱体化を究明する中で明らかになった国民体力の低下の原因が、下層労働者階級の不衛生や栄養不足に起因するという事実は、植民地主義による帝国主義的世界侵略

を遂行する軍事・政治支配層に衝撃を与えた。とくに強い関心がもたれたのは、学童の栄養不良と健康の問題であった。これに対して敏感に反応したのは自由党よりもむしろ保守党であった。トインビーホール(Toinbee Hall)の支持者、ゴースト(John Gorst)保守党議員は、東ロンドン地区のスラムの惨状から、児童の学校に給食制度を導入することを提案した。しかしバルフォア内閣はこの課題に立ち向かおうとはしなかった。フレイザー(Fraser, D. 2009)によれば、その理由は国家老齢年金制度と同様に国税、地方税の負担になる政策を行いたくなかった、また結果的に自由党の利益になるような政策をしたくなかったからだと述べている。¹⁹⁾一九〇六年に自由党内閣の時代になってCOSによる貧困児童の給食及び保健指導に関する要望もあって給食(学童)令が成立した。²⁰⁾だが、この内容は極めて制限的で財政援助も少なくLGBにより救貧法保護官に学童給食を命ずるものであった。しかし時代はすでにLGB行政を前面に出す方法では十分に機能しなくなっていた。救貧法受給のステイグマとの印象が重なり合うこの制度は、貧民の両親さえ申し込みを躊躇するものであったという。一九〇六年、労働党議員ウィルソン(Wilson, W.T.)は、LGB所轄ではなく地方教育当局による学校給食法案を提案し、教育委員会書記のモラント(Morant, R.L.)はこれに大きく賛成した。だがこの法案は貴族院で否決された。結局一九〇六年教育法は、地方教育当局が学校給食を行うことを強制ではないが許可した。財源は慈善団体を通じての個人の寄付、児童の両親の適度な給食費の負担というもので、両親が給食費を払えなくても、そのために市民権その他の権利を失うことにはならない、とした。これによって貧困児童の給食に関する問題はLGBの手を離れ、地方自治体政府の所轄となった。しかしこれは救貧法行政組織の直接的関与がなくなっただけで、救貧法が引きずるステイグマまでも排除したものではなかった。言い換えれば救貧法の名を変えただけの延長制度であり、すでに二〇世紀初頭のイギリスの貧困問題を解決する手段ではなかった。一九一四年の教育法改

正は、この矛盾の解決を目指すものであった。中央の教育当局は、必要な学童の給食を命ずるといふ強制権を持った。総費用の五〇%までが国庫負担となった。給食は休暇中も続けられるし、どの児童に給食を行うべきか決定する権利は、学校の医療査察官にあると規定された。

児童への社会保障については給食の他に学校保健制度の確立がある。一九〇七年には議員立法の一つとして学童保健法が上程され、国会で成立した。学童保健法²¹の意義は、従来から行われていた身体検査を行うだけでなく、そこから摘出された医療上問題がある児童に対し、治療への道を開いた点にある。しかし、その実施は強制されたものではなく地方教育当局の責任とされ、実施は自治体の任意となっていた。同法の内容は学校に医療査察官が巡回することを義務付けるもので、自由党はあまり乗り気ではなかったが議会内、あるいは学会からの個人の熱意によって成立した。一九〇八年に成立した児童法は、今日の児童憲章のもととなる法律で児童の法的権利の保障や親等の虐待やネグレクトからの保護をうたったものであった。

しかし、今まで見たように、児童教育とりわけ貧困児童に着目した教育システムは、自由党内閣が積極的に取り上げた課題とは言い難いと思える。議員立法によって立案がなされ、モラントの情熱の他は内閣を含め自由党はむしろ消極的であった。にもかかわらずイギリスがこの時期に矢継ぎ早にこれらの社会政策に関する法律を成立したのは、内的必然というよりむしろ当時イギリスに立ちはだかったライバルとなっていたドイツやフランス等の大陸諸国がこれらの充実した諸制度を有しており、それを意識しながら行われた公算が大きい。実際一九一一年時点でこの事業を行っていたのは、イングランドとウェールズ三三二教育当局のうち、わずか一三二に過ぎなかった。

4. 救貧法に関する王立委員会

チャールズ・ブースらの貧困調査による、およそ四〇%に迫る首都ロンドンの驚くべき貧困者数の多さは、ポプラー連合教区における救貧法保護官の労働者階級による政治組織の参入等、大都市貧困地区に大きな社会的影響を与えた。これはとりわけロンドン貧困地区居住者の失業問題を顕在化させた。政治的意図によって救貧法保護官となったポプラーのジョージ・ランズバリー (George Lansbury) やウィル・クルークス (William Crooks) らは、一九〇三年に失業者の居住のためにポプラーのワークハウスを開放したり、条例によって規制されていた有能貧民への院外給付を行ったり、失業対策のためエセックスに最初の農場である救貧法入植コロニー (Poor Law farm colony) を設立した⁽²²⁾。こうした地域による個別救済の試みは、逆に政府の失業問題に対する無策を際立たせる。しかし一九〇二年七月から政権を担当したバルフォア (Arthur James Balfour, 1st Earl of Balfour, KG, OM, PC, DL, 1848-1930) 保守党政府は失業者救済に乗り気ではなかった。失業を問題として取り上げる際に政治的意図を見抜いていたからであろう。

こうした中でも当時LGB長官であったウォルター・ロング (Walter Long) は失業と貧困の問題に関心が高く、彼の信念と情熱で一九〇五年失業労働者法が成立した⁽²³⁾。保守党政権下でまとめられたこの法律は、個人の平等を意識した情熱が他の議員を動かしたという側面が強く、政府自身が社会保障確立の展望を持って作られたものではない。したがって現行行政の根拠となる救貧法に依拠する性格のものであった。法律の内容は、ロンドンのすべてのバラ (borough) および人口五万人以上の救貧法行政区に「窮乏委員会 (distress committees)」を設立して、LGBが緊急時の窮乏化に対応する、というものであった。つまり、失業という結果への対処と同時に失業予防の対処までが中央政

府や一般の地方行政ではなく、LGBが担うこととされたのである。委員会のメンバーには、地区評議会の会員、慈善団体、貧民類官らによつて地方税及び慈善団体の寄付金等から運営された。²⁴⁾

しかしすでに失業者を自由放任の思想の残滓が色濃いとみられていた（この観点から反対を受けていた）救貧法行政そのもので取り扱う時代ではなかった。失業労働者法の施行によつて制度の不具合がさらに際立ち、中央政府が失業問題を解決するべきとの機運が高まるのは必然であった。イギリス労働総同盟（以下TUCという）は同法施行後、直ちに攻撃に移った。彼らはワルワース (Walworth) やポプラー (Poplar) からウエストミンスター (Westminster) まで音楽隊付きの行進を行い、同法による失業対策の不備を訴えた。こうした労働党による強い政治的はたらきかけもあつて、結局失業労働者法は三年しか持たず、失業問題は再度の審議を経て社会保障関連法に属する諸制度（一九〇九年職業紹介法、一九〇九年最低賃金法、一九〇九年住宅、都市計画法）の実現を見ることになるのである。²⁵⁾

LGBと失業者対策、貧困対策のかかわりや混乱等の事実を受けて、保守党内部からも現行救貧法行政の刷新を図る動きがみられた。また救貧税の高騰が再び問題となり、すでにヴィクトリア時代に定着したワークハウス収容による「低位性原則」の否定的側面は誰の目にも明らかであった。もつともこの見直しは一九世紀まで行われていた新救貧法改正をめぐるものとは異なり、明瞭な理論的動機のもとに行われたわけではない。むしろ救貧法の問題点をとらえて社会政策において優位に立とうとする政局を意識した保守党の選挙対策が反映されていたとみてよいであろう。救貧法に関する王立委員会の審議過程も審議期間である四年の歳月を要したが、委員会審議は決して活発なものではなく、低調な中で推移した。委員会の活動が実際に行われたのは一九〇五年一月からであった。しかしこの委員会を総選挙対策の一つにとらえていたバルフォアの思惑は外れ、選挙期間中「社会的事項 (social issue)」として取り上

げた失業、貧困に関するキャンペーンも盛り上がらなかった。こうした経緯を経てバルフォア内閣が一二月に総辞職し、自由党のキャンベル・バナマンによる内閣が成立した。翌年の一九〇六年一月に行われたイギリス総選挙でも自由党が躍進し、保守党は惨敗した。

救貧法に関する王立委員会について詳しく見てみよう。保守党政権の下で発足した委員会の正式名称は「救貧法及び生活困窮者救済に関する王立委員会」と称され、これには二〇名の委員が選出された。構成する委員のうち、主要な六名は慈善組織教会 (Charity Organization Society; 以下COSと呼ぶ) のメンバーで、創設者の一人であるオクティヴィア・ヒル (Octavia Hill 1838-1912)、書記局長に従事していたチャールズ・ロック (C.S.Lock)、歴史家のヘレン・ボサンケット (Helen Bosanquet 1860-1926) などであった。次いで重要であった委員は救貧法保護官代表で、五人によって構成されており、このうち二名は後の労働党に所属する人たちであった。中でもとりわけ大きな存在感を持ったのは、後の労働党員として救貧法保護官に就任したポプラー連合教区のジョージ・ランズバリである。同時に彼は下院国会議員に所属していたほか、スコットランド及びアイルランドのLGB主席と、イングリランドおよびウェールズのLGBの恒久主席も兼務していた。そのほかのメンバーとしてはグラスゴー大学とオクスフォード大学の経済学者、イギリス国教会、ローマン・カトリック教会、そしてアイルランド教会からの代表、それに著名人としてロンドン貧困調査を行ったチャールズ・ブース (Charles Booth 1840-1916)、ベアトリス・ウェッブ (Beatrice Webb 1858-1943) が委員に就任した。委員長は保守党のジョージ・ハミルトン卿 (Lord George Hamilton 1845-1927) であったが、総選挙で敗れたため、一二月までの任期となった。なお、これらの委員の氏名の公表は、一九〇九年に報告が発表されるまで行われなかった。

王立委員会は審議開始の時点からCOSの代表六人と労働党・フェビアン協会の代表四名との基本的思想の違いが鮮明になった。すなわち、巧妙なウェップ夫妻の論述によつて救貧法は解体させるべきであること、および現行救貧法の役割はカウンティカウンシルないしバラによる自治体行政として純化されるべきことが主張された。これに対しCOSの代表たちは必ずしもすべてのメンバーが労働党・フェビアン協会側の意見を反対としていたわけではないが、現行の救貧法が有する抑制的な公的救済措置の存在を全く否定するという立場ではなかった。ブランドージによると、COSの思想の背景にあつたのは一八三四年に打ち立てられたワークハウスや給付決定の際に新救貧法が有していた宗教的慈善の動機による判断を取り戻すことであつた。²⁷ COSの存在根拠は宗教的寛容さの普及であつて、この分野を認めようとしなない社会主義者らと同じ歩調に立つことはなかつたのである。結論を先取りしていえば、貧困者に対する慈善活動は、あくまでも救貧法を前提にして発生、生成し、存続していた。COSは、救貧法との共存によつてはじめて自分たちの活動が認知されているという認識に立っていたのである。こうして王立委員会のCOS代表らの意見は彼らの組織としての存在意義を自ずから説明していくことになる。

委員会は委員長の趣旨によるLGBの一四名の一般巡察官が任命されて、王立委員会の事項に関する調査に当たつた。加えて無数の救貧法保護官、自治体職員、それに保健担当官らがこの調査に協力した。さらに、委員会のメンバーの中でも救貧法に対して独自に調査を行うものが現れた。ベアトリス・ウェップは膨大な著作であるイギリス救貧法史の執筆に取り掛かり、ベアトリスの夫のシドニー・ウェップはフェビアン協会内に独自の調査チームを組織して一八三四年以降の救貧法の動きを調査し、これをパンフレットに公表して救貧法少数派報告の議論の一助とした。²⁸ このほかには、チャールズ・ロック、チャールズ・ブースらが独自の調査を行った。なおチャールズ・ブースは後に

王立委員会の委員を辞任している。参加した委員の多数は、主にCOSの指導者たちの思想を受容した。しかし、一九世紀までの貧困対策で主要な原理であった貧民に対する公的取り扱いに関する「低位性原則」に見られる抑圧的な精神については、委員全体の間でもすでに受け入れられないという共通認識があり、関連調査についてもこの精神の下で行われた。したがって調査の結果が示したものは救援抑制の結果貧民に不衛生な状態がまん延し、健康に有害であるという事実であった。

一九〇九年に発表された王立委員会報告は多数派報告と少数派報告とに分かれ、当時行われていた救貧法行政及び社会政策の将来についての基本的な哲学の違いをそのまま反映した。多数派報告を執筆したのは、ヘレン・ボサンケトと、グラスゴー大学経済学部教授のウィリアム・スマート (William Smart) であつた。²⁹⁾ 多数派報告は、現在も一部の研究者によって理解されているような一八三四年報告の思想に準拠した考え方を表明することとは全く異なっている。さらにそれはCOSが初期に有していた教義とも異なるものであつた。最大の特徴は、それまで社会の主流であつた貧困の考え方として知られる「低位性原則」すなわち貧困者に対して劣等的処遇で臨む差別的取り扱いを完全に放棄しようとしたことであろう。多数派報告は生活困窮者を生活できないような墮落者、とみるのではなく「緊急で差し迫った必要に駆られているもの (necessitous)」と表現した。³⁰⁾ こうした背景のもとに、多数派報告は現行救貧法行政機構を「公的扶助局 (Public Assistance Authority)」に名称変更すること、保護官委員会はカウンティないしバラ (borough) 評議会 (council) に移すこと、ワークハウスを一般混合型から保健医療や福祉に専門化した施設にすること、等を提案した。

一方少数派報告の大部分はベアトリス・ウェブ (および委員ではないがシドニー・ウェブ) の手によるものであつ

た。彼らは貧困問題をヴィクトリア時代の遺産としてはとらえなかった。救貧法行政の現実性や積極的評価について認めようとしなかったのである。社会主義者としての彼らの視点から見れば、生活困窮者は「新しい行政組織による処遇が必要なもの」とみなされた。つまり、それぞれの生活困窮はその人のライフ・サイクルに置き換えるべきで、出生から老齢までを考え、政府の部局が適切な対応をすべきであると述べた。これは基本的にシドニー・ウェッブの思想に基づく。それゆえ、老齢年金は普遍的であるべき³¹で失業問題は職業紹介所や労働省が担当すべきだと主張した。救貧法の解体という彼らの主張は、救貧法が取り扱っている対象を代わりに政府や自治体が社会政策の一環として直接受け入れるという意味であった。これは社会主義的行政運営を求める労働党の目的になつていた。

ここでもう一度王立委員会多数派と少数派の意見をまとめてみよう。報告内容で両者に共通する認識は、一八三四年当初の新救貧法思想からの完全な離脱である。法の思想である抑圧的行政措置を批判し、有能貧民でないものを低性原則で扱うことは不相当と批判した。抑圧的行政によって生じた不衛生、病気のまん延等については、「予防と治療」のために公費が使われるべきことを勧告した。一八三四年新救貧法の所産である救済委員会、教区連合、一般混合ワークハウスは廃止されるべきと提案された。代わりにこの行政を執行する組織はカウンティ、カウンティ・バラが適当であると勧告した。普遍的な国家老齢年金の設立には賛成をし、また知的障がい者、危険な精神障がい者の取り扱いは別に行うことを勧告した。児童問題については孤児、養育児童に寄宿学校を、また里親制度の促進を勧告した。失業問題を救貧法行政から特化し、政府による職業紹介、政府が季節的失業、循環的失業などの失業対策を行うこと、年少労働者の雇用促進などが勧告された。

次に両者の間で決定的に異なる見解について述べてみよう。先に述べたように、一八三四年救貧法から継続する行

政組織は一新することで両者は一致していたが、多数派は公的扶助委員会の設置は認めるが同時に民間慈善組織委員会の設置を提案していた。これに対し少数派は民間組織の存在は認めず、中央政府と自治体が行政サービスとしてすべてこれを行うことを主張し、カウンティごとに教育、健康、施設、年金の四つの委員会を作り、そのうえで公的扶助登録の機関を設置することを主張した。少数派は、現行自治体サービスの不十分性を強く批判していた。彼らの唱える救貧法解体は、現行救貧法行政の解体と同意義でもあったのである。多数派はそこまでの革新を唱えてはいなかった。しかし後の社会保障の確立過程から言えば、少数派の主張の理論的根拠は日本国憲法でいう「最低生活を営む権利」から導かれるもので、施設の機能分化の勧告も同様の思想から派生していた。ここに少数派報告の先進性と革新性を見て取ることができる。

ウェッブ夫妻は少数派報告の発表に前後して自ら「救貧法解体促進全国委員会 (National Committee to Promote the Break-up of the poor law)」を組織し、現行行政組織が有能貧民の生活と衛生に関してより予防的な行政措置を取るよう求める運動を起こした。COSもまたパンフレット等を通じて多数派としての自分たちの主張を広くアピールした。両者はこのように積極的に働きかけたが、当時のイギリス、アスキス内閣で蔵相を担当していたロイド・ジョージは救貧法委員会の多数派、少数派報告をいずれも無視した。ブランデージ (Brundage, A. 2002) はこの理由について二点述べている。一つには、この報告が一八三四年当時と異なり、統一した勧告としてまとめ上げられなかったこと、したがって多数派、少数派両報告ともに勧告の正当性、強制性が薄れたことである。もう一つは一九〇九年当時のロイド・ジョージ蔵相は当時「人民予算」として知られる再分配を重視した予算を議会に提案し、これがとくにイギリス貴族院で紛糾してその克服にエネルギーを集中せざるを得ず、救貧法改革の実施までは手が回らなかったこと

による。

この報告は、当時現実的に行われていた救貧法行政の執行体制にも大きな動揺となった。両者とも現行救貧法行政組織の刷新を求めた、という事実は救貧法保護官その他のスタッフに脅威と懸念を与えた。その不安は全国の保守的なスタッフだけでなく、ポプラー連合教区の職員のように社会主義よりの人々にも波及した。同じ労働党及びそのシンプであるポプラーの保護官たちは、自分たちの地位と職業の消滅を恐れてウェツプらの運動に論争を仕掛け、彼らは次第に王立委員会少数派報告に対する抵抗運動を広げることになる。この動きは即座に保守的な地方の保護官組織にも波及した。

5. 自由社会改良の特徴

今まで見たように、イギリスの二〇世紀初頭の自由改良の時代を推し進めた要因は大きく二つに分けられる。一つは、普通選挙法の普及による、労働者階級への利害に対する配慮である。これはわが国でも、この時期を扱った社会政策関係の書籍によって述べられている通りである。しかし、この側面だけから社会政策の推進の必然性を説明し尽くすことはできない。もう一つの要因は、一九世紀後半から急速に台頭したヨーロッパの大国、とりわけドイツ帝国の状況に影響を受けていることである。ドイツは大小の公国に分裂したまま近代を迎えたが、プロイセンの鉄血宰相であるオットー・フォン・ビスマルクの政治的主導と参謀長モルトケの軍事作戦により、シュレスビヒ・ホルシュタイン地方をデンマークから併合した。さらにその後、普墺戦争（一八六六年）、普仏戦争（一八七一年）に勝利して、同年ドイツ帝国として統一を果たした。新たな統一ドイツは、ビスマルクのもとで自由主義的社会改良政策を次々に

実施して、国力の増強と政治の安定を図った。イギリス王室の血統をハノーバー公国(当時)に持つイギリス帝国としては、こうしたドイツの政治動向に無縁ではいられなかったと考えられる。しかし、ドイツに倣って近代的社会保険による社会政策の路を進むには、大きな障害となるのが伝統的に行われてきた救貧法行政だったのである。

二〇世紀初頭の社会改良は、救貧法からの離脱を理念的には伴いながらもLGB所属の救貧法保護官らによる従来からの貧困者、失業者への救貧法政策における社会政策を根本的に変革させる形で推移したわけではなかった。選挙法改正と労働運動の高まりの最中に政権を担当した自由党政府は、労働者階級の保護と地位向上には一定の理解を示しながら、この時点では全国的に数百年にもわたる地方組織を軸にした全国のLGB組織には手を加えようとしなかった。つまり貧困問題はLGBの救貧法行政機構に委ねてこれを温存する一方で、ドイツ型の社会保険の導入によつて財政対策をもにらんだ貧困の予防と労働者の保護、育成を別個に図るといふイギリスの新たな道を模索した。したがつて貧困層に対しては救貧法解体によつて直接行政サービス機構の隔離・整備を訴えていたウェッブらは、この自由党的社会保険型の政策に極めて冷淡であった。ちなみにフェビアン協会など労働党内部では救貧法解体をスローガンとして政治活動が行われたが、LGBの存在は圧倒的で必ずしもこれが労働党の議員や支持者の間に深く浸透して、広く国民の政治的関心を生みだしたわけではなかった。その意味では、ウェッブ夫妻の運動にもかかわらず、第一次世界大戦以前のイギリス社会政策は救貧法解体の方向に動いていたわけではなかった。

自由社会改良(リベラル・リフォーム)と地方自治組織の一部であるLGB(地方自治庁)との政治的妥協の接点がほとんどなかったのは、LGBが現実的な人々の貧困問題のみに対処していて、自由党政府が許容した社会主義の特徴ともいえる効率的な国家政策の理念としての社会改良に興味を示さなかつたという点が指摘できる。しかし、この関

係を改善させ、自由党政府とLGBとの協働となるきっかけが一九〇九年に行われた。これが住宅及び都市計画法(Housing and Town Planning Act)である。労働者の住宅問題とその供給は、一九世紀後半から主にCOS等の民間慈善団体から提唱されていた。しかし、建物の建設や保持に関する行政への実現は当時ほとんどなく、わずかにロンドン・カウンティ評議会(London County Council; 以下LCCという)が一八九〇年及び一九〇〇年の条例で最初に建設した程度であった。LCCによる労働者向け住宅の建設によつても、一九一〇年までに建設した労働者向け住宅は、労働者人口の二%以下しか供給ができていなかったといわれる³²。ボーア戦争による国民の体力低下が特に都市下層階級に顕著であった事実は、ロンドンの貧民地域の保健衛生や人口過密問題の解消として語られ、実際住宅公社や様々な人物の発案による都市下層労働者向けの住宅建設促進が試みられた。しかしそれは必ずしも功を奏しなかったのである。一九〇九年法は、それまでLCCを始め、自治体による公的住宅建設および住宅の維持・管理が公的セクターに託されていたものを、民間のセクターに移譲することができるようにした。LGBは決して民間部門ではないが貧民の行政には詳しかったので、労働者住宅に関する建設及び衛生状態の保全を担当するよう促された。その後住宅供給は必ずしも順調に推移したわけではなかったが、都市計画という長期ビジョンを伴う社会立法の制定は自由党政権では珍しいものであった。この事実からも、社会主義的視点から述べたように、長い期間にわたってイギリスの貧困問題に対処してきた救貧法行政部門が時代の要請にそぐわないと断定するには、この時点では相当の無理があると考えられる。

すでにみたようにこの時期に矢継ぎ早に審議、成立した社会政策関連諸立法全般は他の時期に比べてその数が多い。その原因は一般的に考えると自由党政府による積極的社会政策の結果によるところ、となるが実際はそうではなかつ

た。むしろ近代から国民国家を成長させてきた他のヨーロッパ先進諸国や世界に散らばるイギリスのコモンウェルスが労働者階級に積極的に選挙権を付与し彼らの社会主義的要求を認めてゆくプロセスの一時期に自由党政権が位置していただけ、という評価のほうが現実的であろう。イギリスが社会を動かすより速いスピードで、ヨーロッパや当時の植民地諸国の動きが急激に展開し、それがイギリスにもどつて更なる社会改良を促した、とみるのが妥当であると思われる。

- (1) この選挙で保守党は四〇五議席から一五七議席と大敗し、首相のバルフォア自身もマンチェスターで落選した。
- (2) Harris B. (2004), *The Origins of the British Welfare State*, Palgrave Macmillan,
- (3) ドイツが社会保険方式の年金制度を採用するのは一八八九年である。
- (4) Fraser D. (2009), *The Evolution of the British Welfare State*, p.180.
- (5) Fraser D. (2009), p.181.
- (6) アスキスは海軍の戦力増強に特に力を入れ、ドイツとの増艦競争を行った。
- (7) 1908. 8 Edward VII. cap. 40. (無拠出老齢年金法)
- (8) Thane, P., (1982), *The Foundation of the Welfare State*, Longman, pp.81-84.
- (9) Brundage, A. (2002), *The English Poor Laws, 1700-1930*, Palgrave, p.142.
- (10) 1908. Edward VII. Cap.40.:section 2-3
- (11) 前掲
- (12) Brundage, A. (2002), p.94.
- (13) Brundage, A. (2002), p.93.

- (14) これをノーウッド・モデル (Norwood Model) と呼ぶ。
- (15) 1848. 11 & 12 Victoria. cap. 31.
- (16) 1870. 33 & 34 Victoria. cap.75.
- (17) Thane, P. (1996), p.96.
- (18) 小山路男 (一九七八年) 『西洋社会事業史論』、光生館、二〇〇頁
- (19) Fraser D. (2009), p.178.
- (20) 1906. 6 Edward VI. cap. 57. (教育 (学童給食) 法)
- (21) 1907. 7 Edward VII. cap. 43.
- (22) Thane, P. (1996), p.66.
- (23) 1905. 5 Edward VII. cap. 18.
- (24) Thane, P. (1996), p.67.
- (25) 1909. 9 Edward VII. cap. 7. (職業紹介法)
1909. 9 Edward VII. cap. 22. (最低賃金法)
1909. 9 Edward VII. cap. 44. (住宅、都市計画法) (地方教育当局 (診療) 法)
- (26) ヘアトリス・ウェップが結婚前のヘアトリス・ポッターであった時代に、従兄弟に当たり、同じユニタリアン教徒として
また富裕な中産階級として親交をしていたチャールズ・ブースのロンドン調査に加わっていたのは有名な話である。
- (27) Brundage, A. (2002), *The English Poor Laws, 1700-1930*, Palgrave, p.137.
- (28) パンフレットで印刷されたこれらの意見は、後に「イギリス救貧法政策一九一〇」としてまとめられた。 Webb S.&B. (1910), *English Poor Law Policy*, London: Longmans Green
- (29) Brundage, A. (2002), p.137.
- (30) Brundage, A. (2002), p.138.

(31) イギリスではすでに一九〇八年から普遍的老齡年金制度が施行されていた。少数派報告は七〇歳以上の支給を六五歳に繰り上げる主張をした。

(32) Thane, P. (1982), p.89.